

## 訂正のお知らせ

本書『ケアマネジャー基本問題集'20』上巻のなかで誤りがございましたので、謹んで訂正申し上げます。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 基本問題集（上） p171 問題 136

(1) 精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者

(1) ○ この欠格条項は、従来「成年被後見人または被保佐人」とされていたが、2019年12月14日施行の法令の改正により、記述の内容に改正された。

### 同 p174 問題 139

(1) 個別審査により「認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者」に該当すると判断された者

(1) ○ 介護支援専門員としての業務遂行ができないと思われる(施行規則(施行規則 113条の5の2))。

### 〔補足〕

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、これに伴い介護保険法および介護保険法施行規則が改正され、2019年12月14日に施行されました。

改正の趣旨は、成年被後見人等を、資格・職種・業務から一律に排除するのではなく、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査して、資格の登録・消除を判断することにしたものです。

改正後の条文は以下の通りです。

#### ・介護保険法 69 条の 2 第 1 項一号

一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

#### ・介護保険法施行規則（新設）

第 113 条の 5 の 2 法 69 条の 2 第 1 項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能

の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者とする。